

(抜粋)

## 《第2部》 第2種施設

### I 調査概要

## 1. 調査の概要

### (1) 調査目的

健康増進法の改正（H30.7）に伴い、令和2年4月から事業所や飲食店等の第2種施設は原則屋内禁煙とされ、望まない受動喫煙の防止が義務付けられることから、県内の事業所における受動喫煙防止対策の実施状況や今後の予定を把握し、さらに対策を推進するための基礎資料とする。

### (2) 調査対象企業

以下の業種区分により、東京商工リサーチの企業情報データベースから1,000社を抽出。

業種	送付数
建設業	155
製造業	130
情報通信業	70
運輸業	60
卸売・小売業	170
宿泊業	50
飲食業	230
洗濯・理容・美容・浴場業	85
娯楽業	50

### (3) 調査方法

対象企業に対して調査票を郵送し、インターネット（専用のフォームより入力）、電子メール、FAXにより回収。

### (4) 調査内容

- ア 改正健康増進法の認知度
- イ 事業所で実施している受動喫煙防止対策
- ウ 今後の対策の予定
- エ 受動喫煙防止対策に関する要望

### (5) 調査基準日

令和2年10月1日

### (6) 回収率

39.4%（配付数1,000件、回収数394件）

## II 調査結果

## アンケート調査の結果

【問4】健康増進法改正により、2020（令和2）年4月から複数人が利用するすべての施設は原則屋内禁煙（注1）となってたことをご存知ですか。なお、一定の条件を満たす飲食店（注2）は経過措置がとられています。

（注1）室外へのたばこ煙流出を防止するため技術的基準に適合した喫煙専用室（飲食等は不可）のみ喫煙可。

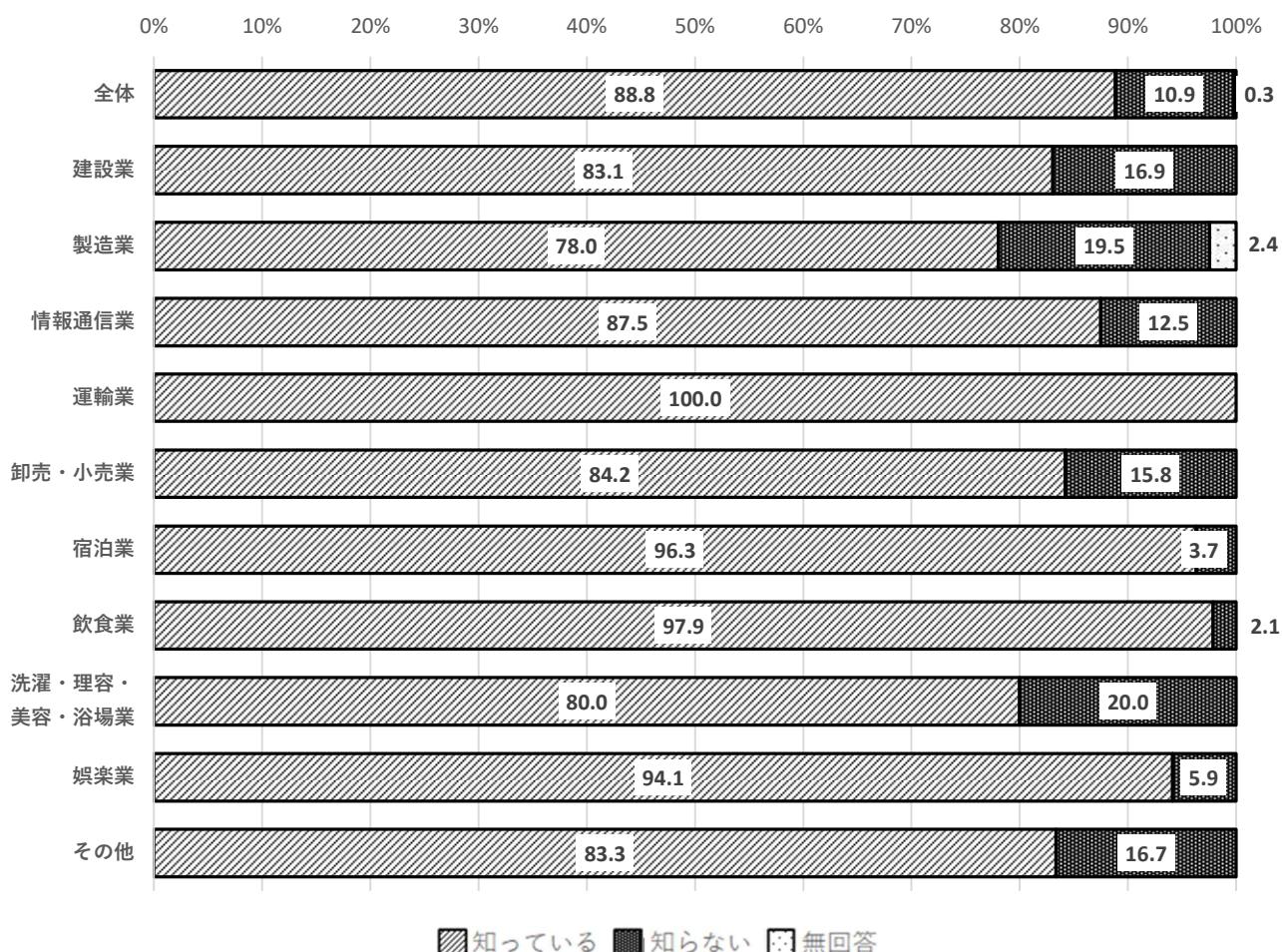
なお経過措置として加熱式たばこ専用喫煙室では飲食等を行うことが認められています。

（注2）既存店舗であり客席面積100m<sup>2</sup>以下かつ資本金5,000万円以下の店舗。

○「知っている」と回答した事業所は、全体の88.8%。

### （1）業種別

「知らない」と回答した割合が高いのは「洗濯・理容・美容・浴場業」で20.0%、次いで「製造業」で19.5%となっている。これに対し、「運輸業」では0.0%、「飲食業」では2.1%と低い割合となっている。

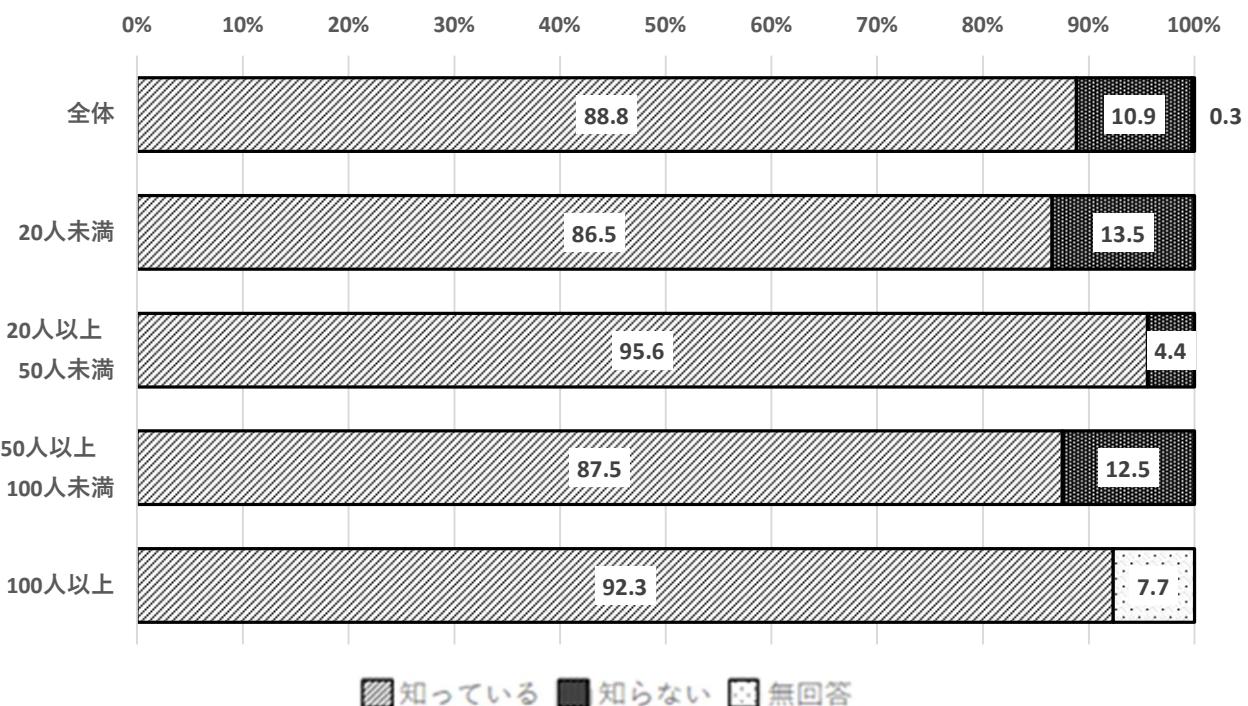


## (2) 従業員数別

「知らない」と回答したうちの約9割は50人未満の事業所となっている。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

		知っている	知らない	無回答	合計
全体		350	43	1	394
		88.8	10.9	0.3	100.0
従業員数	20人未満	231	36	0	267
		86.5	13.5	0.0	100.0
	20人以上50人未満	86	4	0	90
		95.6	4.4	0.0	100.0
	50人以上100人未満	21	3	0	24
		87.5	12.5	0.0	100.0
	100人以上	12	0	1	13
		92.3	0.0	7.7	100.0

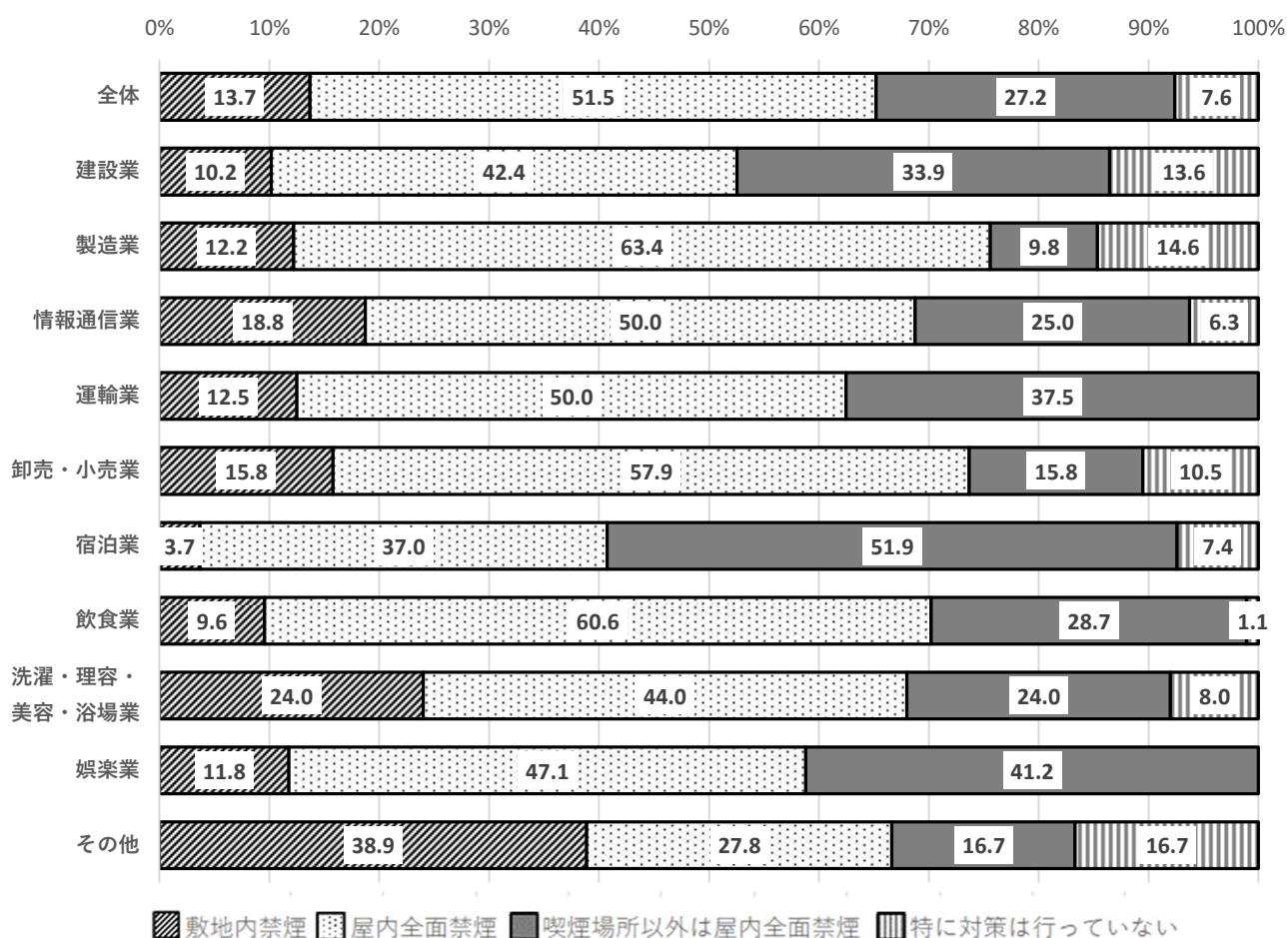


【問5】貴事業所が現在実施している受動喫煙対策はどれですか。あてはまるもの1つを選んでください。

○「屋内全面禁煙」が51.5%と最も高く、次いで「喫煙場所以外は屋内全面禁煙」が27.2%、「敷地内禁煙」が13.7%となっている。

### (1) 業種別

「敷地内禁煙」と回答した割合が最も高いのは「洗濯・理容・美容・浴場業」で24.0%となっている。「特に対策は行っていない（どこでも吸うことができる）」と回答した割合が最も高いのは「製造業」で14.6%となっている。

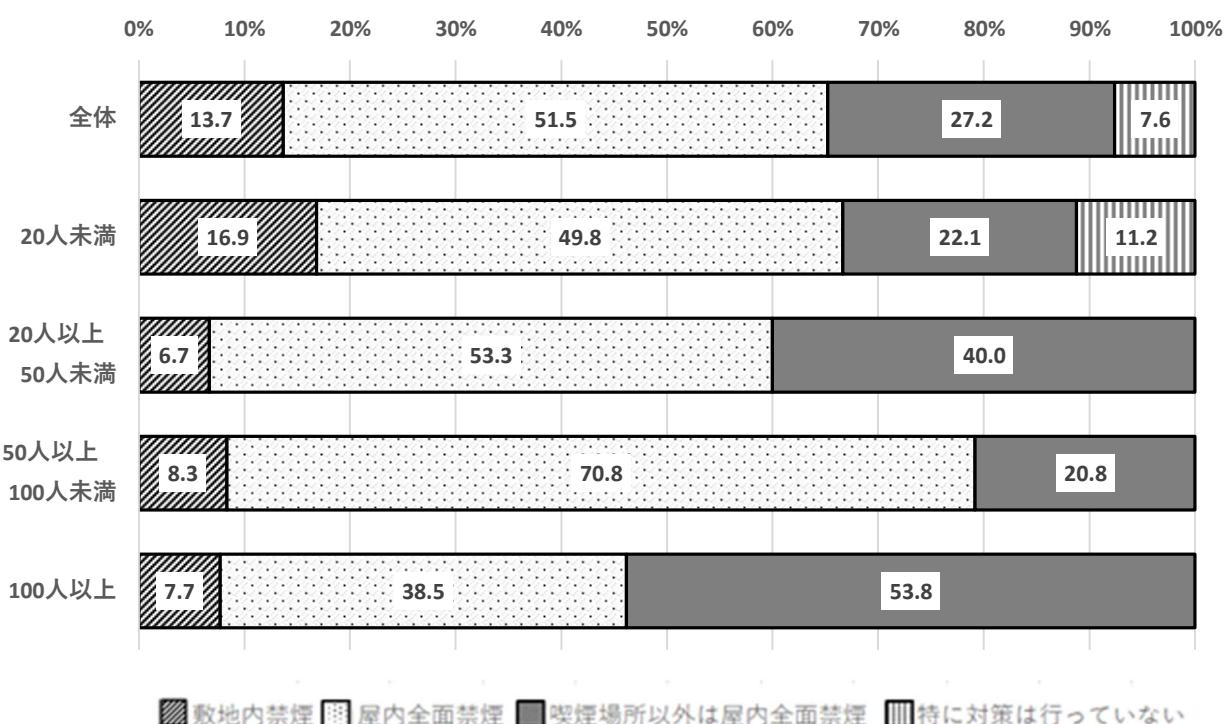


## (2) 従業員数別

「特に対策を行っていない」と回答した全ての事業所が「20人未満」であった。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

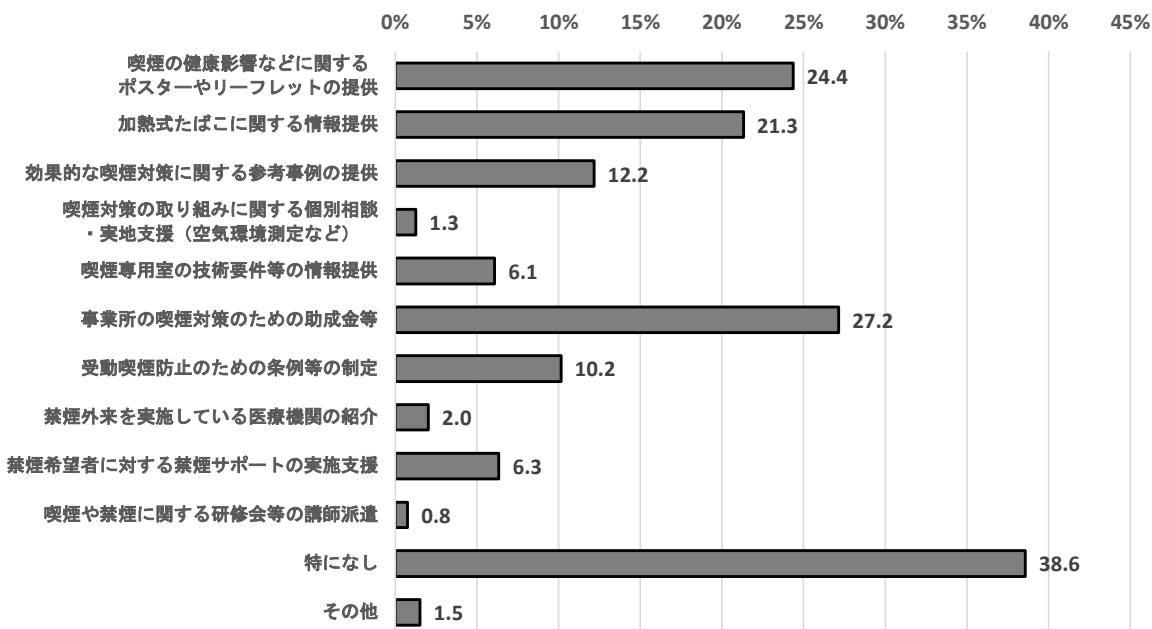
		敷地内禁煙	屋内全面禁煙	喫煙場所以外は屋内全面禁煙	特に対策は行っていない	合計
全体	54	203	107	30	394	
	13.7	51.5	27.2	7.6	100.0	
従業員数	20人未満	45	133	59	30	267
		16.9	49.8	22.1	11.2	100.0
	20人以上50人未満	6	48	36	0	90
		6.7	53.3	40.0	0.0	100.0
	50人以上100人未満	2	17	5	0	24
		8.3	70.8	20.8	0.0	100.0
	100人以上	1	5	7	0	13
		7.7	38.5	53.8	0.0	100.0



【問10】貴事業所の喫煙対策を進めるにあたり、行政や医療機関等に望むことはありますか。  
(複数回答可)

○要望のうち最も割合が高いのは「事業所の喫煙対策のための助成金等」で 27.2%、次いで「喫煙の健康影響などに関するポスターやリーフレットの提供」が 24.4%、「加熱式たばこに関する情報提供」が 21.3%となっている。

	実数 (n)	割合 (%)
回答対象事業所数	394	100.0
喫煙の健康影響などに関するポスターやリーフレットの提供	96	24.4
加熱式たばこに関する情報提供	84	21.3
効果的な喫煙対策に関する参考事例の提供	48	12.2
喫煙対策の取り組みに関する個別相談・実地支援（空気環境測定など）	5	1.3
喫煙専用室の技術要件等の情報提供	24	6.1
事業所の喫煙対策のための助成金等	107	27.2
受動喫煙防止のための条例等の制定	40	10.2
禁煙外来を実施している医療機関の紹介	8	2.0
禁煙希望者に対する禁煙サポートの実施支援	25	6.3
喫煙や禁煙に関する研修会等の講師派遣	3	0.8
特になし	152	38.6
その他	6	1.5



○「その他」の主な回答：

- ・喫煙者が違反した場合の罰則強化。
- ・加熱式たばこを含めた禁煙推進。
- ・具体的な健康被害のPR。
- ・更なる増税。その増税分を喫煙対策助成金に。